

- (1) 私が差し入れた代用有価証券が取引証拠金として直接預託された場合には、大阪証券取引所に預託されている代用有価証券
- (2) 私が委託証拠金として預託した代用有価証券
- (3) その他金融商品取引に関し、貴社が占有し、又は仕債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

(差引計算)

- 第14条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する先物・オプション取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。
- 2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、先物・オプション取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については、大阪証券取引所の定める率によるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

(弁済等充当の順序)

- 第15条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。

(遅延損害金の支払い)

- 第16条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、大阪証券取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(支払不能による売買停止等の場合の措置)

- 第17条 次の各号のいずれかの事由により、大阪証券取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴社の有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止（以下「支払不能による売買停止等」という。）が行われ、大阪証券取引所が貴社の顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日までに転売又は買戻しを行わなかった未決済約定を除く。）について引継ぎ又は転売若しくは買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。以下同じ。）を行わせることとした場合において、私が貴社以外の大阪証券取引所が指定する取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「売買停止等時の建玉の移管」という。）を行おうとするときは、大阪証券取引所の定めるところにより、私が当該取引参加者のうちの者に当該売買停止等時の建玉の移管について申し込み、大阪証券取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。
- (1) 貴社が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
- (2) 貴社が非清算参加者である場合において、貴社の指定清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
- (3) 貴社が改善指示に違反したこと。
- (4) 貴社の指定清算参加者が改善指示に違反したこと。
- 2 前項の売買停止等時の建玉の移管を行う場合には、私が移管先の取引参加者（以下「売買停止等時の移管先取引参加者」という。）に先物・オプション取引口座を設定しなければならないこと。
- 3 第1項の場合において、私が私の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、大阪証券取引所の定めるところにより、大阪証券取引所が定める日時までに、貴社に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。
- 4 第1項の場合において、大阪証券取引所が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかったときは、私の委託に基づく未決済約定は、大阪証券取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
- 5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、大阪証券取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
- (1) 私が支払不能による売買停止等の前日、第11条に定めるところにより期限の利益を失ったとき。
- (2) 私が貴社の子会社・親会社であり、かつ、大阪証券取引所により売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

- 第18条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 代用有価証券が大阪証券取引所に預託されていたときは、大阪証券取引所が当該代用有価証券の全部又は一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私と大阪証券取引所との間に委任契約が成立していたものとみなされること。
- (2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。
- a 私が預託した委託証拠金に相当する額（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。次のbにおいて同じ。）
- b 貴社が大阪証券取引所に預託している差換預託分の取引証拠金（前号の規定により大阪証券取引所が換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭）を、私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあらかじめ分した額
- 2 前項の場合において、私の有する返還請求権は、大阪証券取引所が同項第1号に規定する換金及び各顧客の返還請求権の額の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれ行使し得ず、また大阪証券取引所が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。

(売買停止等時の建玉の移管に係る証拠金の取扱い)

- 第19条 第17条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、前条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額について、売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (3) 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を通じてのみ行使できること。

(差換預託の場合の特則)

- 第20条 第17条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 私が貴社に預託した委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この条において同じ。）の返還を売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）に求めることはできないこと。
- (2) 前条第3号の規定により取引証拠金返還請求権を行使した場合は、第6条第1号の規定にかかわらず、前条第2号の規定により取引証拠金として預託していたものとみなされる額に相当する額の金銭の返還がなされること。この場合において、当該金額を限度として、私の委託証拠金金の返還請求権が消滅すること。
- (3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社（貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴社（貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者）に移転すること。

(売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い)

- 第21条 貴社について支払不能による売買停止等が行われ、大阪証券取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることとした場合（私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。）には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭又は代用有価証券につき、大阪証券取引所の定めるところにより、大阪証券取引所に対して直接返還請求が行えること。
- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、第18条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、大阪証券取引所の定めるところにより、大阪証券取引所に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金額を限度として、貴社に対する委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この項において同じ。）の返還請求権が消滅すること。
- (3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社（貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴社（貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者）に移転すること。

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

- 第22条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の大阪証券取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、売買停止等時の移管先取引参加者及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には、貴社の指定清算参加者、売買停止等時の移管先取引参加者及び大阪証券取引所）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社の指定清算参加者、移管先取引参加者又は大阪証券取引所に故意又は重大なる過失がある場合にあつては、当該故意又は重大なる過失がある者に対する請求はこの限りではない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第23条 私が大阪証券取引所及び貴社（貴社が非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）に対して有する債権は、これを他に譲渡又は買入れしないこと。

(証拠金の利息その他の対価)

- 第24条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

(委託時間)

- 第25条 貴社への先物・オプション取引の委託は、貴社が定めた取扱時間内に行うこと。

(報告)

- 第26条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。

(届出事項の変更届出)

- 第27条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(報告書等の作成及び提出)

- 第28条 私は、貴社が日本国の法令又は大阪証券取引所の定款若しくは業務方法書等の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他を、日本国の政府機関又は大阪証券取引所等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類（電磁的記録を含む。次項において同じ。）の作成に協力すること。
- 2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

(免責事項)

- 第29条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴社及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）がその責めを負わないこと。
- 2 前項の事由による取引証拠金又は委託証拠金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）がその責めを負わないこと。
- 3 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。
- 4 大阪証券取引所における先物・オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴社の取扱時間外であるために、貴社に対して先物・オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。
- 5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴社、大阪証券取引所、証拠金所要額の計算に用いる数値の算出者及び提供者並びに証拠金計算方法の開発者及び提供者がその責めを負わないこと。

(通知の効力)

- 第30条 私が貴社に届け出た住所又は事務所にて、貴社又は大阪証券取引所によりなされた先物・オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(適用法)

- 第31条 本約諾書は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

(合意管轄)

- 第32条 私と貴社との間の先物・オプション取引に関する訴訟については、貴社本店又は 支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

(電磁的方法による書面の授受)

- 第33条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第26条及び第27条に規定する書面（印字又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること若しくは報告又は届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみなされること。
- 2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと若しくは報告又は届出を受けないこと。

(有価証券)

- 第33条の2 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

(取次者の遵守事項)

- 第34条 私が取次者である場合は、私は申込者に対して大阪証券取引所の諸規則を遵守させることとし、大阪証券取引所から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴社を通じて又は直接大阪証券取引所に提出すること。
- 2 私が取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴社に対して通知すること。
- (1) 私が貴社に委託した先物・オプション取引が申込者の委託に基づくものである場合は、その旨
- (2) 前号の場合において、私が貴社に差し入れ又は預託する証拠金について、私が申込者から差入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私が申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別
- 3 私が取次者である場合は、申込者との間で、証拠金に対する権利及び返還に関する事項その他この約諾書及び証拠金規則の規定に準じた事項を内容とする契約を締結すること。
- 4 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者とみなして、第1項から前項までの規定を適用すること。

(ギブアップを行う場合の取扱い)

- 第35条 私が貴社にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行うときは、次の各号に掲げる取扱いに従うことに異議のないこと。
- (1) 貴社が注文執行取引参加者である場合は、清算執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が取引取次者（注文執行取引参加者に先物・オプション取引を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であつて、当該委託が注文執行取引参加者に対する先物・オプション取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）である場合又はギブアップに係る先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎを決済取次者（清算執行取引参加者に先物・オプション取引の決済を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であつて、当該委託が清算執行取引参加者に対する先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。
- (2) 貴社が清算執行取引参加者である場合は、注文執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が決済取次者である場合又はギブアップに係る先物・オプション取引の委託の取次ぎを取引取次者に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。
- 2 私が貴社にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴社が注文執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 清算執行取引参加者がギブアップ申告を行ったことによってギブアップが成立したときは、貴社において当該ギブアップに係る先物・オプション取引が将来に向かって消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての貴社に対する委託が終了し、当該清算執行取引参加者において当該消滅した先物・オプション取引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が当該テイクアップ申告を行った清算執行取引参加者との間で成立すること。
- (2) 清算執行取引参加者がギブアップ申告を行わなかった場合において、当該テイクアップ申告が行われなかった先物・オプション取引につき、私が処理方法を貴社との間で定めた所定の時限までに貴社に指示しなかった場合には、当該先物・オプション取引を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は権利行使を、私の計算において貴社が任意に行うこと。
- (3) 前号の転売若しくは買戻し又は権利行使を行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、損失の額に相当する金銭を直ちに支払うこと。
- 3 私が貴社にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴社が清算執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 貴社がテイクアップ申告を行ったことによってギブアップが成立したときは、注文執行取引参加者において当該ギブアップに係る先物・オプション取引が将来に向かって消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての当該注文執行取引参加者に対する委託が終了し、貴社において当該消滅した先物・オプション取引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が貴社との間で成立すること。
- (2) 貴社は、注文執行取引参加者との間であらかじめ定めた条件に合致しないことにより、ギブアップに係る先物・オプション取引の決済に係る委託を受けないことがあること。

(建玉の移管の取扱い)

- 第36条 私が既に先物・オプション取引口座を設定している他の取引参加者に未決済約定の引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を希望するときは、貴社及び当該他の取引参加者に当該建玉の移管について申し込み、所定の時限までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(注) 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める条項については、この約諾書から削除することができる。

- (1) 顧客が取次者（取引参加者が非清算参加者である場合にあつては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを委託の取次ぎを引き受けた者）でない場合
- 第34条
- (2) 顧客がギブアップを行わない場合
- 第35条
- (3) 顧客が建玉の移管を行わない場合
- 第36条